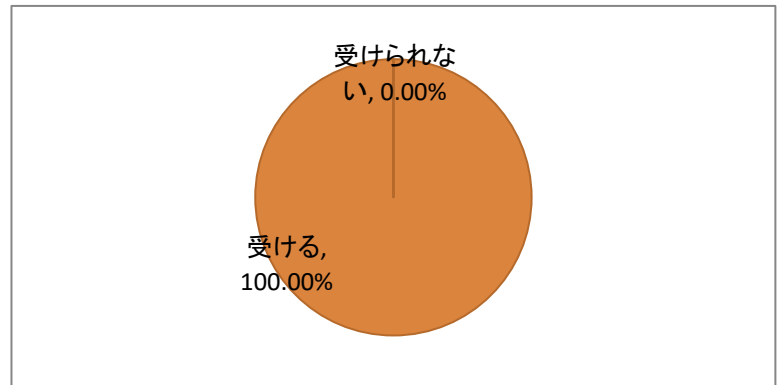


専門委員推薦に際しての調査アンケート

令和7年12月1日
一般社団法人日本知財学会

◆専門委員に再度推薦をさせていただいた場合、今後も専門委員への任用を受けていただけますか？

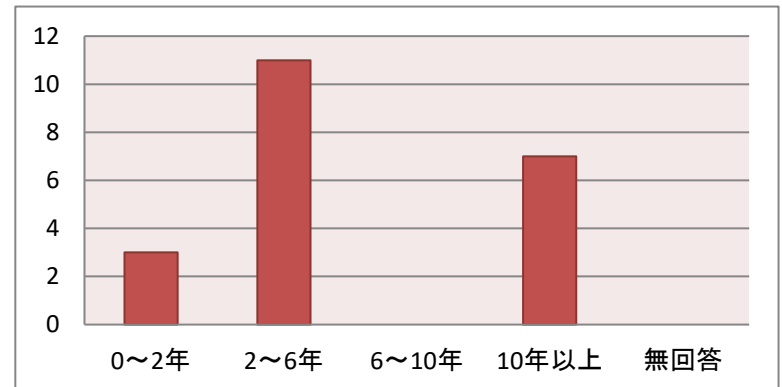
	人数	割合
受ける	21	100.00%
受けられない	0	0.00%
合計	21	100.00%



1.専門委員に関する御経験を伺います

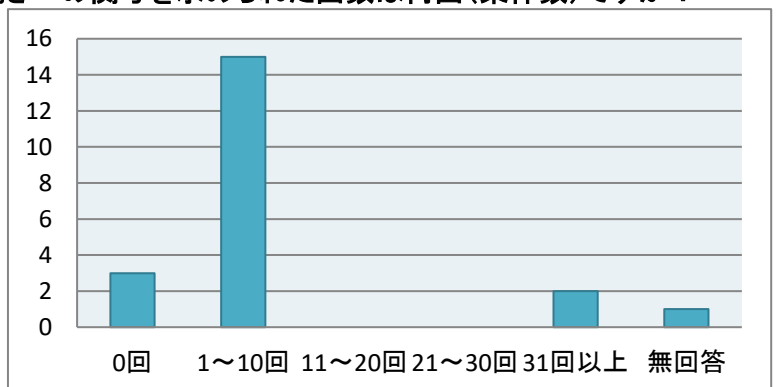
1.1専門委員に任命されて何年ですか？

年数	人数
0～2年	3
2～6年	11
6～10年	0
10年以上	7
無回答	0
合計	21

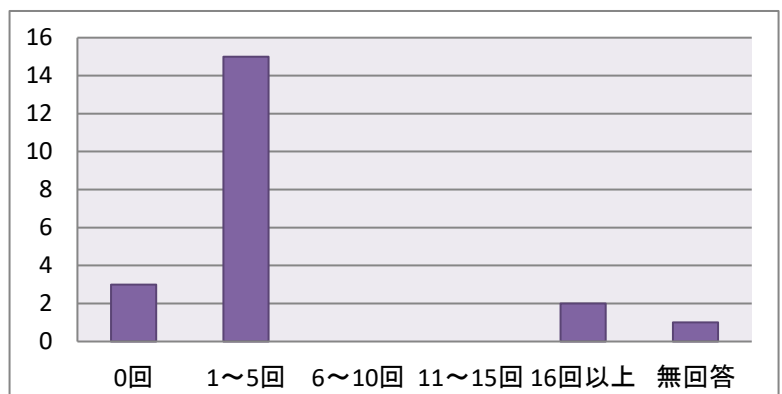


1.2 今まで裁判所から専門委員としての訴訟手続きへの関与を求められた回数は何回(案件数)ですか？

回数	人数
0回	3
1～10回	15
11～20回	0
21～30回	0
31回以上	2
無回答	1
合計	21

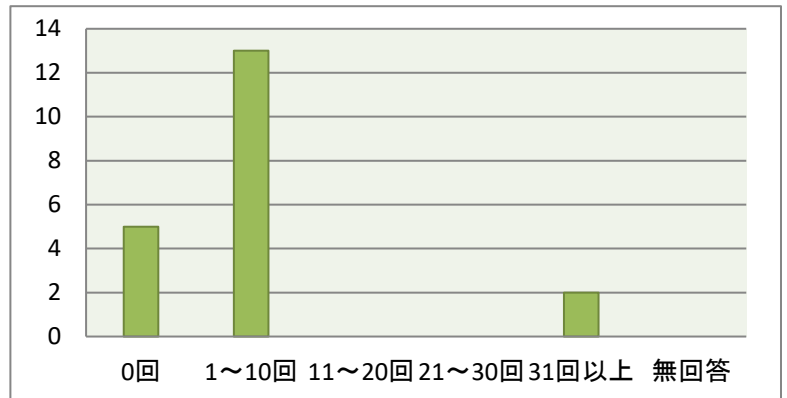


案件数	人数
0回	3
1～5回	15
6～10回	0
11～15回	0
16回以上	2
無回答	1
合計	21



1.3 質問1.2のうち実際に裁判手続きに関わった回数は何回ですか？

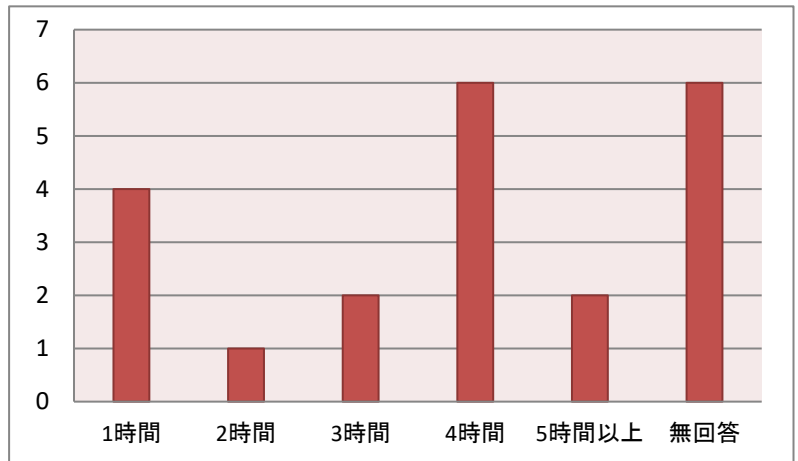
回数	人数
0回	5
1～10回	13
11～20回	0
21～30回	0
31回以上	2
無回答	0
合計	20



1.4 その訴訟手続きに関する専門委員としての業務に平均1件当たりどのぐらい時間を要していますか？

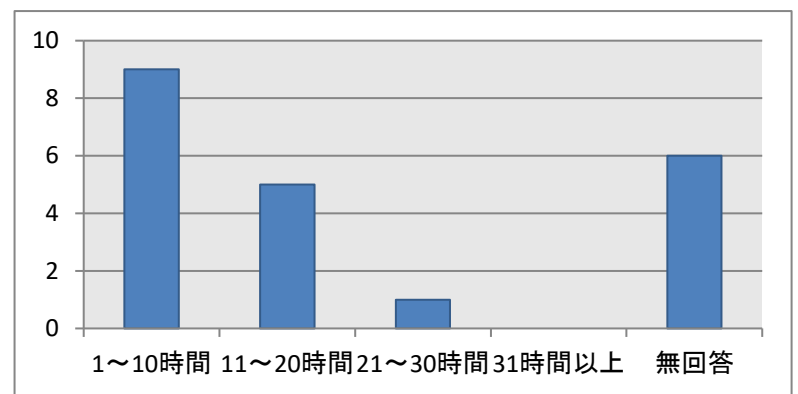
●打ち合わせ

時間	人数
1時間	4
2時間	1
3時間	2
4時間	6
5時間以上	2
無回答	6
合計	21



●予備的な調査など

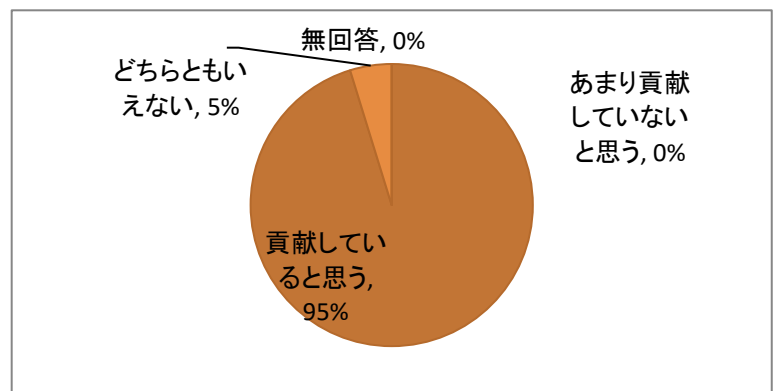
時間	人数
1～10時間	9
11～20時間	5
21～30時間	1
31時間以上	0
無回答	6
合計	21



2. 専門委員制度についてのご意見を伺います

2.1 専門委員制度が上記の主旨に沿って機能しており、訴訟審理に貢献しているとお考えですか？

	人数	割合
貢献していると思う	20	95%
どちらともいえない	1	5%
あまり貢献していないと思う	0	0%
無回答	0	0%
合計	21	100%

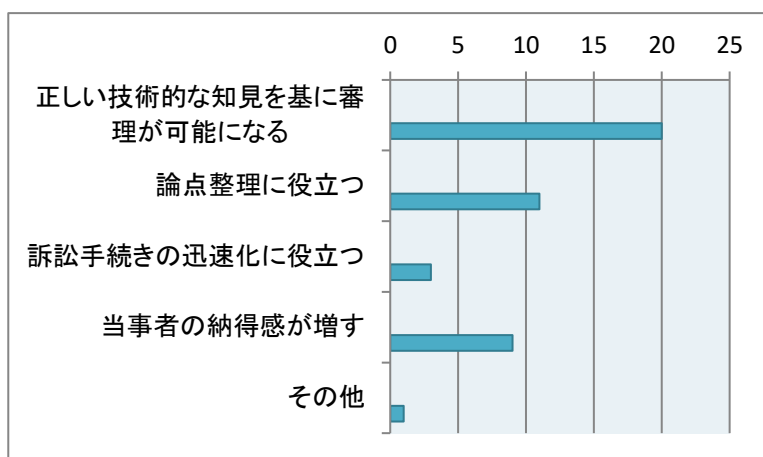


2.2 質問2.1で貢献していると回答された方に伺います。どのような貢献があるとお考えですか？（複数回答可）

	人数
正しい技術的な知見を基に審理が可能になる	20
論点整理に役立つ	11
訴訟手続きの迅速化に役立つ	3
当事者の納得感が増す	9
その他	1

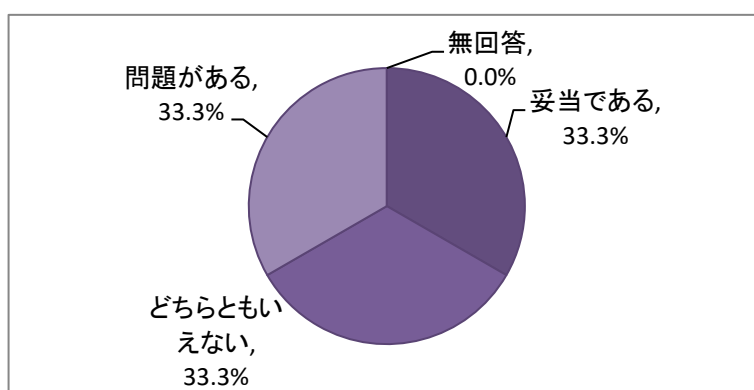
2.2 その他:具体的に

中立的立場の第三者が加わることにより司法の公平性と中立性をより担保できる



2.3 専門委員制度の報酬や待遇について、現状の制度についてどうお考えでしょうか？

	人数	割合
妥当である	7	33.3%
どちらともいえない	7	33.3%
問題がある	7	33.3%
無回答	0	0.0%
合計	21	100.0%



2.4 質問2.3で、「3. 問題がある」とされた方については、どのような問題があるとお考えですか？（自由記述）

予備的な調査などに平均で20時間を要しているが、この部分は無報酬である。

実際の作業の負担を考えると、報酬額が低いように感じる。

確認すべき資料のボリュームと調査・理解に掛けるエフォートに対して対価が妥当かどうか

インフレーションが進み、各種コストが上がっているにも関わらず、ますます低賃金である。

実稼働の時間と、報酬面でのバランスが悪い。

事前調査は無給であるため、事前送付された資料の読み込みが専門委員間でばらばらとなるため、裁判所での裁判当日の意見交換時にレベルが合わない。

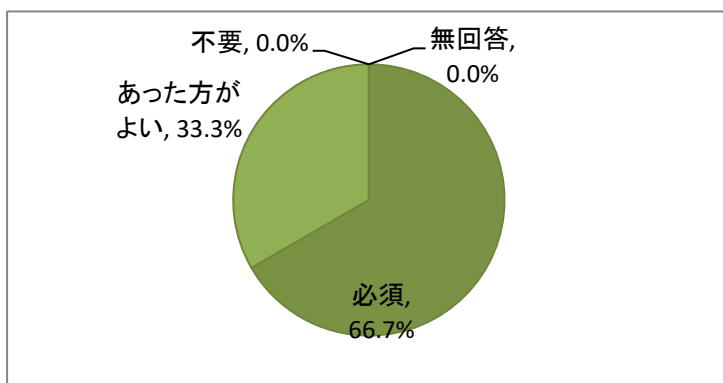
報酬目的で専門委員になっているわけではないが、準備の労力が一切報酬に反映されず、ボランティアベースとなっており、これでよいのかは疑問に思う。

情報の媒体が紙ベースで現代の通念に合っていない（段ボール1箱プラス、受領、当日は裁判所へ手持ちで返却するなど）

2.5 専門委員にとって技術的知識以外にどのような知識・知見が必要であるとお考えでしょうか？

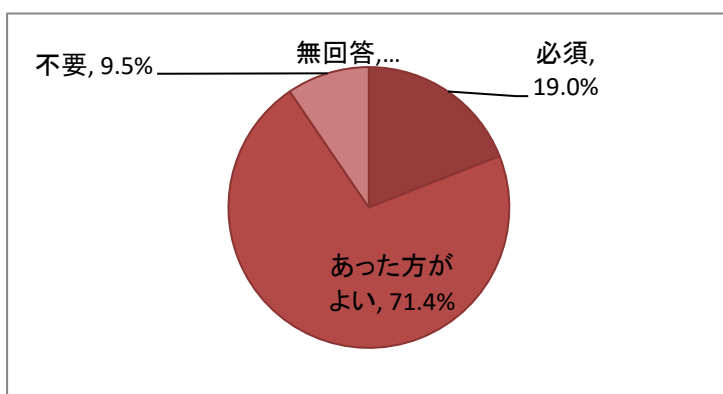
■知財制度の知識

	人数	割合
必須	14	66.7%
あった方がよい	7	33.3%
不要	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	21	100.0%



■訴訟手続きに関する知識

	人数	割合
必須	4	19.0%
あった方がよい	15	71.4%
不要	2	9.5%
無回答	0	0.0%
合計	21	100.0%

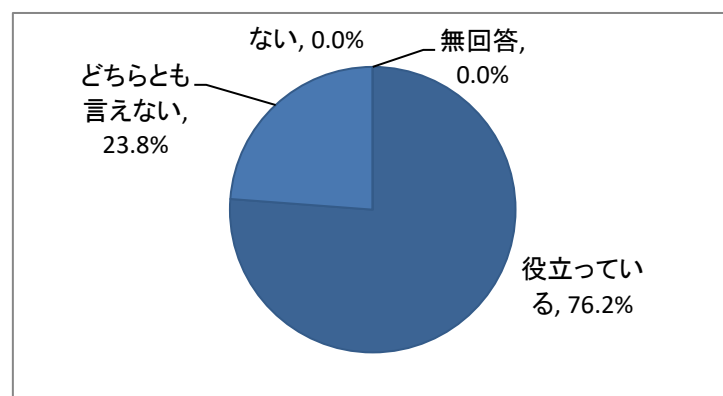


■その他必要な知識や素養

訴訟の対象となる製品・サービスのビジネス背景
特許明細書の意義やその読み方
自らに求められているものを知る能力
両当事者、裁判所職員、他の専門委員に対する礼儀・礼節

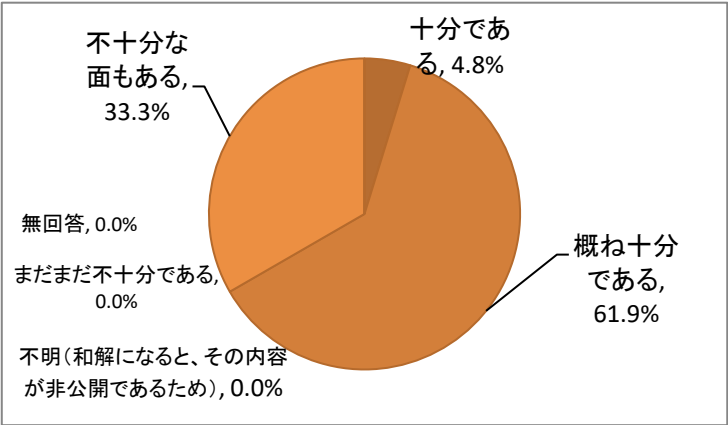
2.6 専門委員の経験が、委員の皆様の日常の研究活動などに役立っていますか？

	人数	割合
役立っている	16	76.2%
どちらとも言えない	5	23.8%
ない	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	21	100.0%



2.7 現在の知財関連裁判での事実認定において、専門委員が提供する専門的技術的知見が十分に反映されているとお考えでしょうか？

	人数	割合
十分である	1	4.8%
概ね十分である	13	61.9%
不十分な面もある	7	33.3%
まだまだ不十分である	0	0.0%
不明(和解になると、その内容が非公開であるため)	0	0.0%
無回答	0	0.0%
合計	21	100.0%



2.8. 質問2.7で、3(不十分な面もある) または4(まだまだ不十分)と回答された方に伺います。今後の知財関連の裁判において、技術的知見が十分反映されるようにするためには、どのような施策が望ましいとお考えでしょうか(自由記述)。

あくまでも専門家の意見として発言・コメントさせていただく立場を承知しております。ほかの要素が存在する場合、その内容については知る余地もなく、不十分さをただ感じるのみと理解いたします。専門的情報が何らかの審判のご判断に少しでもお役に立てればよいと考えます。

限られた時間で送付される裁判関連書面(訴状・準備書面・証拠)は多くの場合膨大ですべてに目を通すことは困難である。技術説明会資料をベースとして準備をするために、できるだけ早めに当事者に提出させて、直前ではなく遅くとも2週間前までには委員に送ってほしい。また、一部の裁判官が行っているように、特に裁判官が確認したい点、専門委員の意見を聞きたい点を事前に明示してもらえると準備がしやすい。

2.9 その他、専門委員に関するご意見(自由記述)。

判事さんからフィードバック(求めていること、関与に対する評価など)があると専門委員としての技能の向上がよりできるのではないかと思います。

専門委員のモチベーションを高め、裁判官殿に効率的に技術的知見を伝えるためにも、関与した事件で自身の意見がどのように使われたか等、その後の状況を専門委員にもフォードバックしていただけると良いと思う。

第三者である専門家が裁判に寄与できる貴重な制度であり、裁判官にとっても心証形成において一定の役割を果たしているようであるので、有意義な制度と考える。

経験をさせていただくことに大変有難く思います。原告側と被告側のそれぞれ見解・見識に対する第三者としてのあらゆる角度、俯瞰的な視点からの考察によって事件内容をより深く理解することで、自らのほかの判断にも役立つ機会があるように思います。

実際の裁判に参加して、知財訴訟でフォーカスが当たるのは請求項ではなく、請求項の前提となる本文の部分であることを理解しました。特にどんな課題に対応しているのかが不明瞭な場合、裁判で負ける可能性が高いと認識できたので、職務として特許明細書を確認する際にワンランク上の視点で考えることができるようになりました。

今後も、是非、裁判に参加して、スペシャリストに近づきたいと思います。

裁判所に、少しでもお役に立つことができれば幸甚です。

大変やりがいのある仕事であると考えています。

専門委員をおこなっていることを、経歴としての記載の方法についての情報がほしい。記載方法など。

現在のままで特に異論はありません。

まだ直接的な関与はありませんが、ご指名を頂きましたら適切に対応する所存です。引き続きご指導の程お願い申し上げます。

たまたま勤務先が夏休み中のため、勤務先に送られた書類(の一部)を受け取ることが出来ない間に、期日が来てしまったため、当該書類(の一部)に目を通す事が出来ないまま、参加することに成った事があったのを、申し訳無く思っています。